「個別の教育支援計画の作成・活用のための指導資料」

一人一人に応じた支援をつなぐために

（改訂版）

令和４年７月発行
北海道教育庁胆振教育局
胆振教育局管内専門家チーム

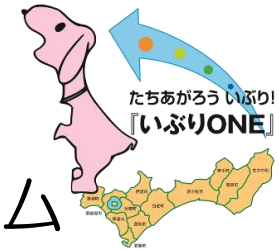

本資料は、平成29年３月に発行した「『個別の教育支援計画の作成成・活用のための指導資料』一人一人に応じた支援をつなぐために」の改訂版です。

胆振管内において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、指導及び支援に当たっては、「個別の教育支援計画」の活用等による学校種を越えた情報共有や引継ぎ、関係機関等との連携が益々重要になっています。

このようなことから、改訂版では、乳幼児期から就労までを見通した一貫した指導及び支援のために、学びや支援の記録である個別の教育支援計画の作成・活用について、各学校の先生方が理解を深められるよう内容の充実を図るとともに、特別支援教育に関する近年の動向や学習指導要領の趣旨を踏まえた改訂を行いました。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成・活用する際に、本指導資料を参考にしていただけましたら幸いです。

1　「個別の教育支援計画」について

平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障がいのある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」を作成することが示されました。この「個別の支援計画」のうち、児童生徒等に対して、**校長が中心となって 児童生徒の在学時に作成するものを、「個別の教育支援計画」**といいます。

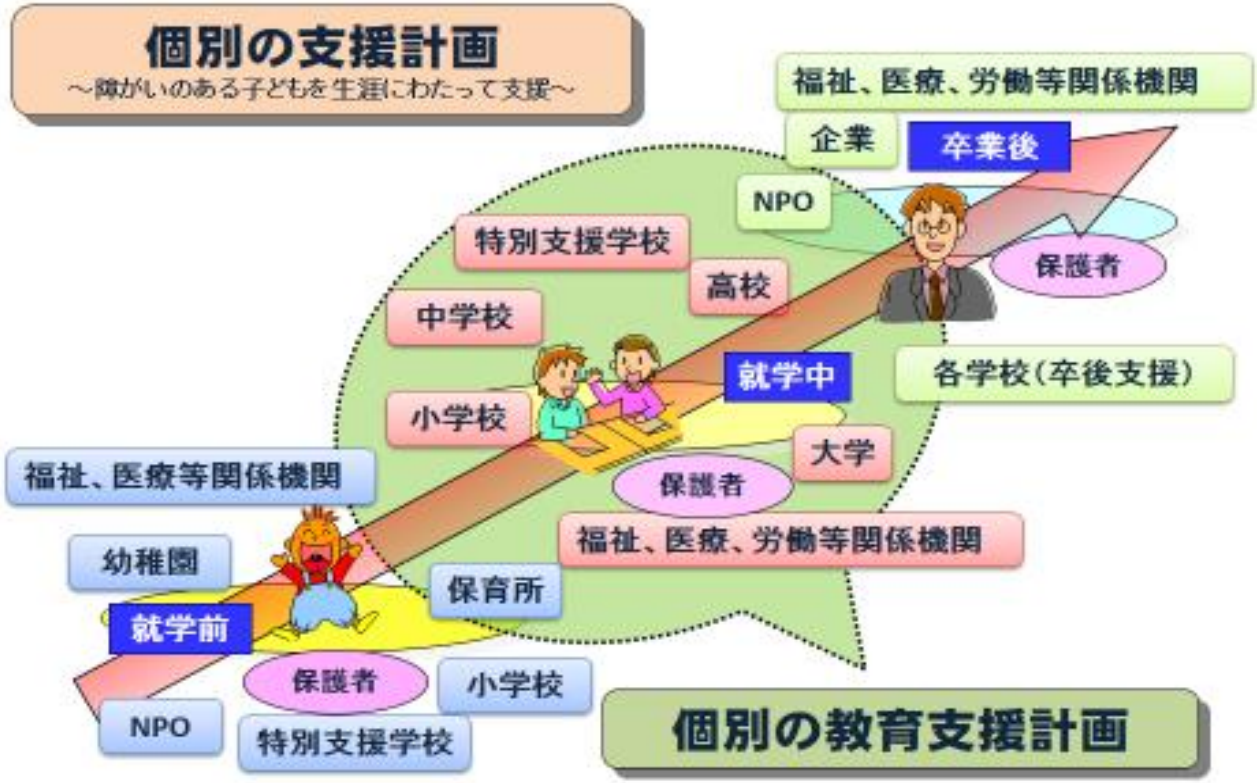

1　「個別の教育支援計画」について

「個別の教育支援計画」の作成の目的

「個別の教育支援計画」は、特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、**長期的な視点**で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて**一貫して的確な支援を行うこと**を目的としています。

「個別の教育支援計画」の活用

「個別の教育支援計画」を活用することで、幼稚園や学校、相談機関、支援者等と連携が図られ、子どもを乳幼児期から学校卒業後まで、子どもに関わる大人や地域で支えていくことにつながります。特に、子どもに関わる**関係機関との情報共有**や**引継ぎに活用**する必要があります。

1　「個別の教育支援計画」について

「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成対象

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
特別支援学校	○	○
特別支援学級	○	○
通級による指導	○	○
通常の学級	△	△

○　→　平成29年告示の学習指導要領では、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導が行われている児童生徒全員に「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の**作成・活用が義務化**されました。

△　→　通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、学習指導要領に基づき、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の**作成に努める必要があります**。

2　「個別の教育支援計画」の作成

「個別の教育支援計画」の作成のポイント

保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載することが大切です。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」文部科学省（平成30年８月27日）

「個別の教育支援計画」は保護者の同意が得られない場合も作成する必要がありますか?

「個別の教育支援計画」は、**保護者の同意が得られない場合も作成する必要があります**。また、作成した「個別の教育支援計画」は、学校と保護者との間で共有することが望ましいです。

「個別の教育支援計画」の参考様式について

令和３年６月に文部科学省から「個別の教育支援計画」の参考様式が示されました。各地域や学校で用いられている「個別の教育支援計画」の様式やそれを活用した引継ぎの更なる充実に向けてご活用ください。

2　「個別の教育支援計画」の作成

「個別の教育支援計画」の参考様式

【支援シート（本年度の具体的な支援内容等）】

1．本人に関する情報

①氏名

（フリガナ）

②学年・組

③担当者

担任	通級指導教室担当	特別支援教育コーデイネーター		
○○○○	●●●●	□□□□		

※　本計画の作成（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）にかかわる全ての者を記入すること。

④願い

本人の願い	
保護者の願い	

⑤主な実態

学校・家庭でのようす	得意なこと 好きなこと	
	苦手なこと	

※「苦手なこと」の欄には、学校生活、家庭生活で、特に支障をきたしている状況を記入すること。

2．支援の方向性

①　支援の目標	

②　合理的配慮を含む支援の内容	

※　（上段：青枠）必要な合理的配慮の観点等を記入、選択すること。
（下段：白枠）上段の観点等に沿って合理的配慮を含む支援の内容を個別具体に記入すること。

③　支援の目標に対する関係機関等との連携	関係機関名	支援の内容

3．評価

①　支援の目標の評価	
②　合理的配慮を含む支援の内容の	

※年度途中に評価する場合も有り得るので、その都度、評価の年月日と結果を記入すること。

4．引継ぎ事項（進級、進学、転校）

①　本人の願い	
②　保護者の願い	
③　支援の目標	
④　合理的配慮を含む支援の内容	
⑤　支援の目標に対する関係機関等との連携	

5．備考（特に配慮すべき点など）

6．確認欄

このシートの情報を支援関係者と共有することに同意します。

年　　月　　日

保護者氏名

このシートの情報を進学先等に引き継ぐことに同意します。

年　　月　　日

保護者氏名

3　「個別の教育支援計画」の活用

「個別の教育支援計画」の活用のポイント

①引継ぎ

進級や進学、就職に当たり**支援の目的や内容の設定及び引継ぎ**に活用します。

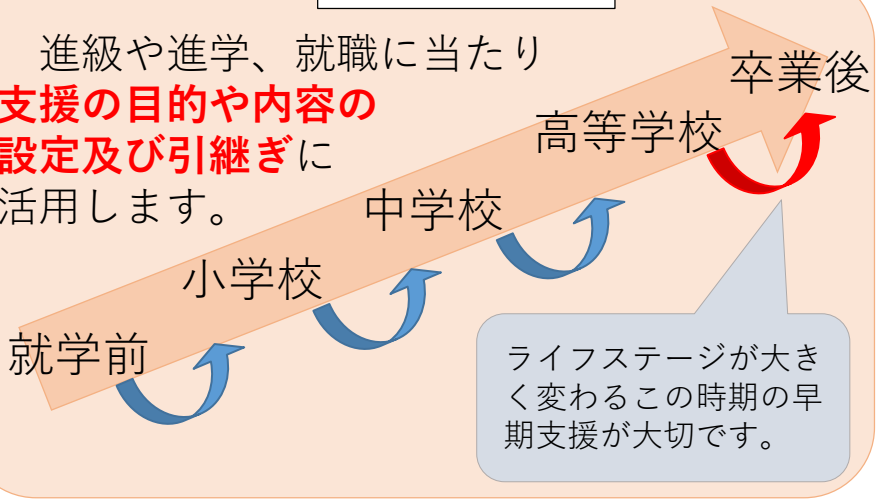

②情報共有・連携

支援の内容の整理、関連付けを行い**連携の目的や各関係機関の役割を明確にする**ことが大切です。

③更新・蓄積

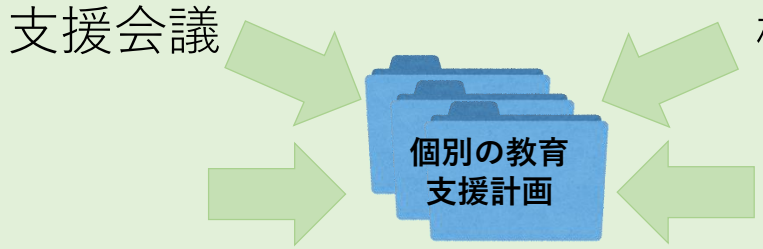

関係機関との支援会議や校内委員会等において話し合った内容の追記及び資料の追加を行い、**情報を更新・蓄積**していくことが大切です。

切れ目のない一貫した支援へ

3　「個別の教育支援計画」の活用

「個別の教育支援計画」の活用のポイント

「個別の教育支援計画」を進学先に引き継ぐ際は、どのような点に留意する必要がありますか？

本人や保護者に対して、引継ぎを行う趣旨や目的を十分に説明して理解を得るとともに、第三者に引き継ぐ旨についても**予め引継先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておく必要**があります。

「個別の教育支援計画」を学校と関係機関の情報共有に活用する際には、本人や保護者の同意が必要ですか？

「個別の教育支援計画」には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、**本人や保護者の同意が必要です**。

4 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」との関連

個別の教育支援計画	個別の指導計画
他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画 一人一人の障がいのある児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。 作成に当たっては関係機関との連携が必要。また保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。	**指導を行うためのきめ細かい計画** 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。 例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

「個別の教育支援計画」を踏まえ、「個別の指導計画」を作成することが大切です。

5　合理的配慮について

合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有、行使することを確保するために、**「必要かつ適当な変更・調整を行うこと」**で、状況に応じて、**「個別に必要とされるもの」**であり、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。「合理的配慮」は、子ども一人一人の障がいの状態や、教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その際には、本人の興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の状態把握を行う必要があります。また、「合理的配慮」は、「個別の教育支援計画」を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、本人、保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、**その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが望ましい**とされています。

参考資料

「合理的配慮の提供」に至るプロセス～ 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した切れ目のない指導や支援 ～（北海道教育委員会）

データベースから合理的配慮に係る事例の検索ができます！

インクルＤＢは、「合理的配慮」に関する実践事例の検索や、インクルーシブ教育システム構築の相談及び関連する様々な情報収集をすることができます。

5　合理的配慮について

学校における合理的配慮の観点（３観点11項目）

①　教育内容・方法
　①－１ 教育内容
　　①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
　　①－１－２ 学習内容の変更・調整
　①－２ 教育方法
　　①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
　　①－２－２ 学習機会や体験の確保
　　①－２－３ 心理面・健康面の配慮
②　支援体制
　②－１ 専門性のある指導体制の整備
　②－２ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
　②－３ 災害時等の支援体制の整備
③　施設・設備
　③－１ 校内環境のバリアフリー化
　③－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
　③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中央教育審議会

6　「個別の教育支援計画」の保存及び管理

「個別の教育支援計画」は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考に、**各学校において、５年間保存することが文書管理上望ましい**と考えられます。保存及び管理に当たっては、個人情報が漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、適切に保存・管理することが大切です。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」文部科学省（平成30年８月27日）

保護者に「個別の教育支援計画」を渡さなくてもよいのでしょうか？

学校における支援が卒業後の生活につながるよう、**保護者にも「個別の教育支援計画」を渡すことが重要**です。「個別の教育支援計画」は、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一環した支援を行うために活用される計画であることを踏まえると、在学中は保護者に作成した計画の写しを渡すなどして、情報を共有するとともに、卒業（転学）時には、保護者に渡す必要があります。

7　参考となる資料について

「個別の教育支援計画」の作成・活用や特別な教育的支援が必要な児童生徒への適切な指導を行うために、参考となる資料及びデータベースを紹介します。各資料は、ＱＲコードのクリック又は読み込みで閲覧することができますのでご活用ください。

●特別支援学級担任のハンドブック　（新訂版）

特別支援教育における教育課程の編成や学級経営、障がいのある児童生徒への指導や支援の在り方について、参考となる資料がまとめられています。

北海道立特別支援教育センター（令和３年度）

●支援体制づくり取組事例データベース

「個別の教育支援計画」の活用事例の他、特別支援教育に関する情報をプルダウンリストから選択すると、事例を検索できます。

北海道立特別支援教育センターWebページ

●NISE学びラボ　（特別支援教育ｅラーニング）

インターネットによる講義配信を行っており、特別支援教育に関する学習コンテンツをパソコンやタブレット端末、スマートフォン等から視聴できます。

※利用申請にはメールアドレスが必要です。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所Webページ

【引用・参考文献】

・文部科学省（平成29年７月）「小学校学習指導要領解説　総則編」
・文部科学省（平成29年７月）「中学校学習指導要領解説　総則編」
・文部科学省（平成30年３月）「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　総則編（幼稚部・小学部・中学部）」
・文部科学省（平成30年８月27日）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」
・文部科学省（令和３年６月30日）「個別の教育支援計画の参考様式について（通知）」
・中央教育審議会（平成24年７月23日）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（学びラボ）「個別の教育支援計画と個別の指導計画①　学習指導要領上の位置付けと役割」
・北海道教育委員会（平成29年３月）「『合理的配慮の提供』に至るプロセス～個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した切れ目のない指導や支援～」
・北海道教育委員会（平成30年12月25日）「個別の教育支援計画の作成・活用に係る資料の送付について」
・北海道立特別支援教育センター（令和４年３月）「特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）」
・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（Webページ）
・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「NISE学びラボ （特別支援教育ｅラーニング）」（Webページ）
・北海道立特別支援教育センター「発達障がい支援成果支援普及事業　支援体制づくり取組事例データベース」（Webページ）